

【面会要領】

- 面会は1日1回
- 面会者数～3人まで(未成年者は保護者等の同席又は同意が必要です。)
- 面会受付時間
 - 原則として、平日の
 - 午前9時30分～午前11時30分まで
 - 午後1時00分～午後4時30分まで
- 面会時間～15分以内

～面会の流れ～

- 1 庁舎1階の窓口で、「面会に来た」旨を職員にお伝え下さい。
- 2 面会受付の際、面会申込み書類に住所、氏名等を記載していただきます。
- 3 面会者の身元確認を行いますので、運転免許証や健康保険証等の身分を証明できるものをご持参下さい。
- 4 受付終了後、留置事務室にて携帯電話等をお預かりします。
- 5 面会時は、職員が立ち会います。
- 6 面会終了後は、職員の指示があるまで面会室内にてしばらくお待ち下さい。

※ 面会者の遵守事項が、ホームページに掲載されていますのでこちらもご確認下さい。

※ 職員の指示に従わなかったり、面会者の遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがありますのでご注意ください。

『留置管理業務の都合上、面会できない場合がありますので、事前に留置係へ電話連絡をお願いします。』

☎0956-82-3110 内線(241)

